日新製糖株式会社

証券コード：2117

第９回 定時株主総会
招　集　ご　通　知

【ご来場自粛のお願い】
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、可能な限り、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申しあげます。

開催日時　2020年６月25日（木曜日）午前10時
受付開始予定 午前９時

開催場所　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号
ロイヤルパークホテル
２階「有明」

目　次

株主総会招集ご通知・・・・・・・・1
事業報告・・・・・・・・・・・・・6
連結計算書類・・・・・・・・・・・34
計算書類・・・・・・・・・・・・・37
監査報告・・・・・・・・・・・・・40
株主総会参考書類・・・・・・・・・46

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　役員退職慰労金制度（社外取締役および監査役は当該制度の対象外）の廃止に伴う取締役に対する打ち切り支給の件
第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件
第５号議案　会計監査人選任の件

本年は株主総会へご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

株主の皆様へ

証券コード　2117
2020年６月10日

東京都中央区日本橋小網町14番１号
日新製糖株式会社
代表取締役社長　　森　田　　裕

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、３頁「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月24日（水曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	2020年６月25日（木曜日）午前10時（受付開始予定：午前９時）
2 場　　所	東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号 ロイヤルパークホテル　２階「有明」 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第９期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第９期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の配当の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　役員退職慰労金制度（社外取締役および監査役は当該制度の対象外）の廃止に伴う取締役に対する打ち切り支給の件 第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件 第５号議案　会計監査人選任の件
4 議決権の行使についてのご案内	３頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には掲載しておりません。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト（https://www.nissin-sugar.co.jp/）

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

株主総会開催日時

2020年６月25日（木曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（行使期限までに到着するようご返送ください）

行使期限

2020年６月24日（水曜日）
午後５時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年６月24日（水曜日）
午後５時30分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

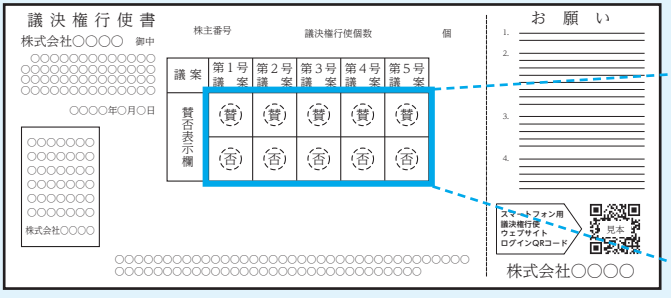

こちらに議案の賛否をご記入ください。

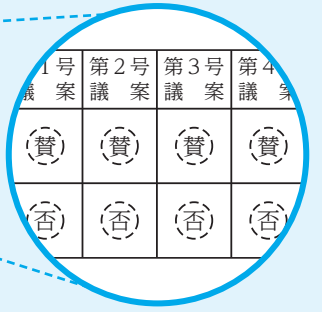

第１～５号議案

賛成の場合 → **賛** に○印
反対の場合 → **否** に○印

なお、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

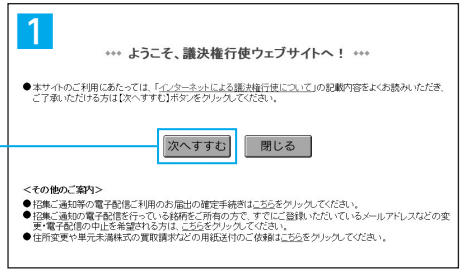

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

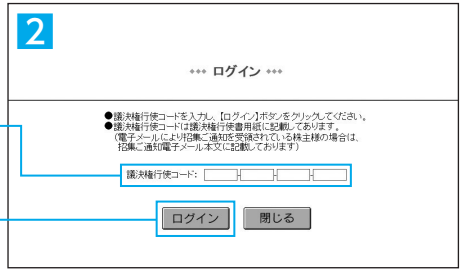

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

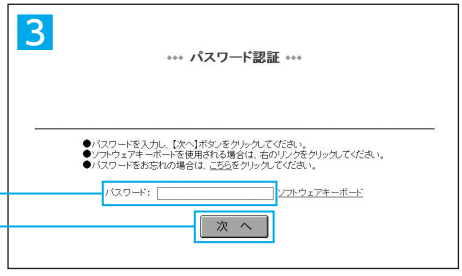

「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

5 なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

QRコードを読み取る方法
「スマート行使」

スマートフォンを利用することによって議決権行使コードおよびパスワードを
入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

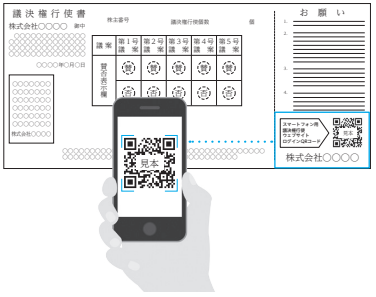

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

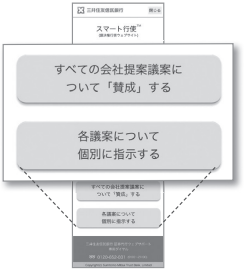

※議決権行使書はイメージです。

---

1. 議決権行使のお取扱いについて
   (1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
   また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
   (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
   (3) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
2. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
   (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
   (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
   (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

（添付書類）

事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）の適用について

当社グループは、業績の適切な反映と海外投資家を含めた幅広い投資家の比較・分析上の利便性向上を目的として、当連結会計年度より、国際財務報告基準（以下、「ＩＦＲＳ」という。）を任意適用しております。

１．ＩＦＲＳ任意適用による主な変更点

(1) 土地

日本基準において当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地について再評価を行っていますが、ＩＦＲＳでは当初取得時の公正価値で測定しています。このため日本基準では資本の部に計上していた土地再評価差額金をＩＦＲＳでは計上していません。

(2) リース

日本基準において費用処理している店舗や事務所の将来支払う賃借料などのオペレーティング・リースについては、ＩＦＲＳでは「使用権資産」および「リース負債」として計上しています。

(3) 減損損失の測定方法

固定資産の減損損失は、割引後将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る額について計上されます。

ただし、日本基準においては、減損損失を認識するか否かの判定手続が存在し、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を下回る場合のみ減損損失を認識しますが、ＩＦＲＳにはその手続が存在しません。このため、日本基準では認識しない減損損失を、ＩＦＲＳにおいて認識する場合があります。

(4) のれん

日本基準では、のれんについて償却しますが、ＩＦＲＳでは非償却です。

のれんの減損損失は上記(3)減損損失の測定方法に準じて、割引後将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る額について減損損失を認識し、計上されます。

(5) 退職給付に係る会計処理

日本基準では、年金資産の利回りについて、期首の年金資産に過去の運用実績などに基づいた長期期待運用収益率を乗じて算定し、損益計算書上、営業費用の退職給付費用から控除していますが、ＩＦＲＳにおいては、優良社債の利回りなどに基づく割引率を使用して算定し、金融収益に計上しています。

また、日本基準では数理計算上の差異について、発生時にその他の包括利益で認識し、費用処理は翌年度から一定の年数により按分して処理していますが、ＩＦＲＳでは発生時にその他の包括利益に認識し、直ちに利益剰余金に認識しています。

2．ＩＦＲＳ導入に伴う連結損益計算書の表示科目の主な変更点

(1) リベート等

一部のリベート等を日本基準では「販売費及び一般管理費」に表示していますが、ＩＦＲＳでは「売上収益」から控除して表示しています。

ＩＦＲＳでは、代理人として関与したと判定される取引（財またはサービスの提供に対する主たる責任・在庫リスク・価格の設定における裁量権を有していない取引）に関しては、「売上収益」を純額で表示しています。

(2) 営業外収益、営業外費用、特別利益および特別損失

日本基準では「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」および「特別損失」に表示している項目を、ＩＦＲＳでは財務関係損益については「金融収益」および「金融費用」として計上し、それ以外の項目については、「その他の収益」、「その他の費用」および「持分法による投資利益」等に表示しています。

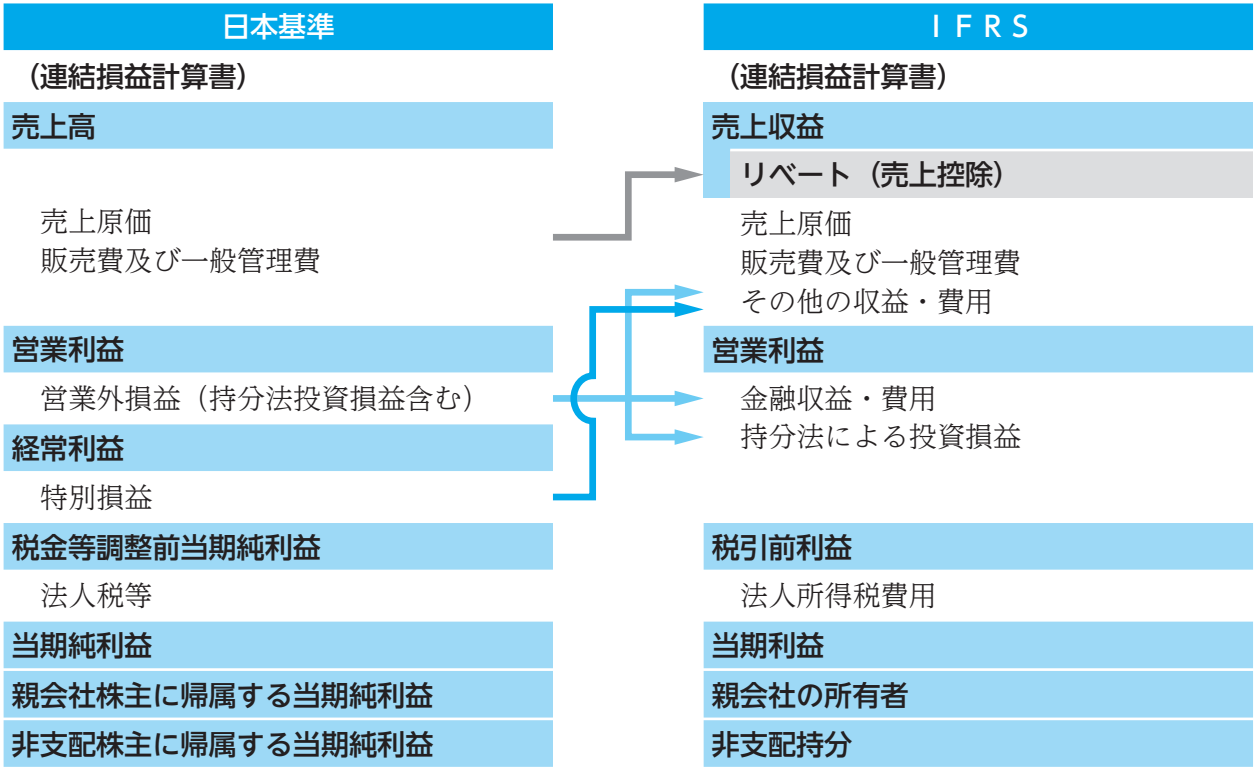
日本基準
（連結損益計算書）
売上高
売上原価
販売費及び一般管理費
営業利益
営業外損益（持分法投資損益含む）
経常利益
特別損益
税金等調整前当期純利益
法人税等
当期純利益
親会社株主に帰属する当期純利益
非支配株主に帰属する当期純利益
IFRS
（連結損益計算書）
売上収益
リベート（売上控除）
売上原価
販売費及び一般管理費
その他の収益・費用
営業利益
金融収益・費用
持分法による投資損益
税引前利益
法人所得税費用
当期利益
親会社の所有者
非支配持分

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社グループは、当期よりＩＦＲＳを適用しております。また、前連結会計年度の財務数値についても、ＩＦＲＳに準拠しております。

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済につきましては、第３四半期以降、消費税増税、相次ぐ自然災害等の影響や米中貿易摩擦の影響を受けて力強さに欠けていたところ、期末にかけて世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により、成長率は２四半期連続のマイナスとなりました。

当社グループにおいては、健康産業事業において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を強く受け、売上収益の減少および減損損失843百万円の計上により、同事業の業績は大幅に悪化しました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上収益は47,809百万円（前期比0.0％減）、営業利益は2,858百万円（同14.8％減）、税引前利益は3,168百万円（同11.6％減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,173百万円（同15.1％減）となりました。

連結業績におけるセグメントの概況は以下のとおりであります。

砂糖その他食品事業

海外原糖市況につきましては、主要生産国であるインド・タイの干ばつなどを原因とした減産を背景に、世界砂糖需給における供給不足見通しが強まり上昇基調にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から世界的に景気減速感が強まり、リスク回避の動きによる商品相場からの逃避、原油価格の急落、砂糖最大輸出国ブラジルの通貨安の影響などから値を下げて当期を終了しました。

海外原糖市況（ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限））

日　付	セント/ポンド	円/kg	為替（円/ドル）
始値　2019年４月１日	12.53	30.97	112.10
高値　2020年２月12日	15.90	38.86	110.85
安値　2020年３月31日	10.40	25.18	109.83
終値　2020年３月31日	10.42	25.23	109.83

（注）１ポンドは約0.4536kgとして換算し、為替は当日の三菱UFJ銀行直物為替公表TTSによっています。

一方、国内精糖市況（日本経済新聞掲載、東京）につきましては、前期末から変わらず上白糖１kg当たり187～188円で当期を終了しました。

このような状況のもと、主力の砂糖につきましては、当社独自製品の「きび砂糖®」は好調に推移し、新型コロナウイルス感染症拡大による家庭用製品の買いおきがあったものの、全体としての消費減少基調は変わらず、出荷量は前期を下回りました。利益面においては、物流コストの上昇があったものの、採算を重視した販売に努めた結果、前期を上回りました。

子会社ツキオカフィルム製薬株式会社におきましては、箔押事業がインバウンド需要の減少により減収となりましたが、フィルム事業において様々な用途への販売を拡大し、全体では売上収益は前期を上回りました。一方、同事業において将来の利益計画の見直しを行った結果、減損損失203百万円を計上しました。

以上の結果、砂糖その他食品事業合計の売上収益は43,032百万円（前期比2.1％減）、セグメント利益は3,096百万円（同5.8％増）となりました。

健康産業事業

健康産業事業におきましては、総合フィットネスクラブ７店舗、女性専用のホットヨガ＆コラーゲンスタジオ６店舗、ならびにコンパクトジム18店舗を関東地方において運営しています。当期は新たにコンパクトジム「Ａ－１ ＥＸＰＲＥＳＳ」５店舗、「ＤＯ ＳＭＡＲＴ」１店舗を出店しました。

前期末に連結子会社化した株式会社エヌエーシーシステムが寄与し、売上収益は3,244百万円（前期比38.4％増）となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、臨時休業（営業の自粛）、会員の減少および休会者の増加により売上収益が減少したことに加え、固定資産の評価において各店舗の将来の利益計画の見直しを行った結果、減損損失843百万円を計上しました。

以上の結果、セグメント損失は576百万円（前期はセグメント利益137百万円）となりました。

倉庫事業

倉庫事業におきましては、冷蔵倉庫、普通倉庫ともに引き続き好調な貨物の在庫水準を維持し、売上収益は1,532百万円（前期比1.0％増）、セグメント利益は338百万円（同15.9％増）となりました。

【ご参考】個別業績（日本基準）に関して

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け、連結子会社が保有する固定資産について減損損失439百万円を計上したことに伴い、(株)エヌエーシーシステムおよびツキオカフィルム製薬(株)について、関係会社株式評価損1,649百万円を計上いたしました。

また、タイの砂糖製造販売大手Kaset Thai International Sugar Corporation Public Company Limited（カセタイ）株式の市場価格が、干ばつなどを原因とした業績悪化観測により同国の他の製糖会社と同様に著しく下落したことから、その持株会社株式（時価のない投資有価証券）について、投資有価証券評価損938百万円を計上いたしました。

その結果、売上高42,187百万円（前期比2.9％減）、営業利益3,357百万円（同19.9％増）、経常利益3,552百万円（同18.1％増）、当期純損失100百万円（前期は当期純利益2,203百万円）となりました。

なお、連結計算書類上、関係会社株式評価損は消去され、投資有価証券評価損はその他の包括利益において認識することから、連結損益計算書に与える影響はありません。

また、上記減損損失は日本基準で算出したものであり、日本基準とＩＦＲＳの減損損失の測定方法の違いにより、連結業績（ＩＦＲＳ）に計上している額とは異なります。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額（のれんを含む）は、2,386百万円となりました。

砂糖その他食品事業における設備投資の総額は、1,552百万円となりました。その主なものは、今福工場（大阪市城東区）のきび砂糖生産設備530百万円および王子製糖株式会社の会社分割による事業承継に関するのれん450百万円であります。

健康産業事業における設備投資の総額は、682百万円となりました。その主なものは、「Ａ－１ ＥＸＰＲＥＳＳ」５店舗他の新店開業および既存店リニューアル投資等600百万円であります。

倉庫事業における設備投資の総額は、152百万円となりました。その主なものは、冷蔵倉庫システム74百万円であります。

なお、当連結会計年度の設備投資は、自己資金により実施いたしました。

(2) 財産および損益の状況

区分		日本基準			IFRS	
		第６期 (2017年３月期)	第７期 (2018年３月期)	第８期 (2019年３月期)	第８期 (2019年３月期)	第９期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売上高／売上収益	(百万円)	49,942	48,802	48,755	47,829	47,809
営業利益	(百万円)	2,735	2,065	3,167	3,356	2,858
親会社株主に帰属する当期純利益／親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	2,554	1,874	2,336	2,561	2,173
１株当たり当期純利益／基本的１株当たり当期利益	(円)	115.69	84.90	105.80	116.01	98.43
総資産／資産合計	(百万円)	58,057	59,738	62,235	64,267	60,798
純資産／資本合計	(百万円)	50,190	50,830	51,188	48,181	48,039
１株当たり純資産／１株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	2,273.12	2,302.13	2,318.42	2,182.25	2,175.84

(注) １．当期よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第８期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。
２．科目等の表記が日本基準とIFRSとで異なる場合は、両方を併記しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を第８期の期首から適用しており、第６期以降の日本基準の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。
４．当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第８期の日本基準の総資産の金額については、暫定的な会計処理の確定の内容を遡及して反映させています。

売上高／売上収益（単位：百万円）

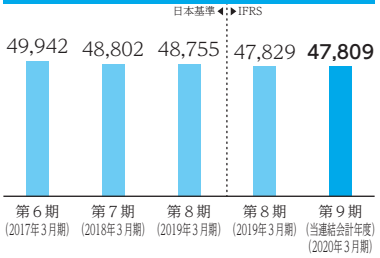

営業利益（単位：百万円）

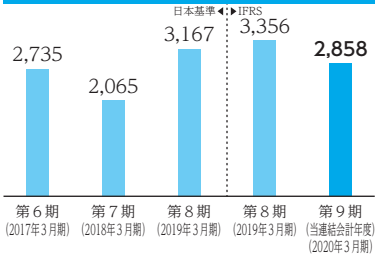

親会社株主に帰属する当期純利益／親会社の所有者に帰属する当期利益（単位：百万円）

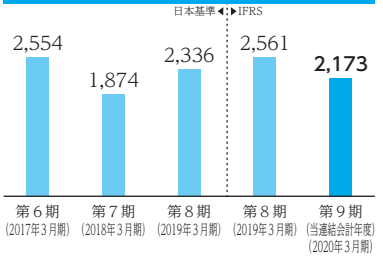

1株当たり当期純利益／基本的1株当たり当期利益（単位：円）

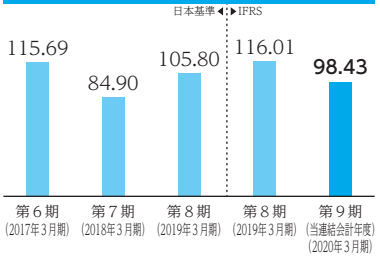

総資産／資産合計（単位：百万円）

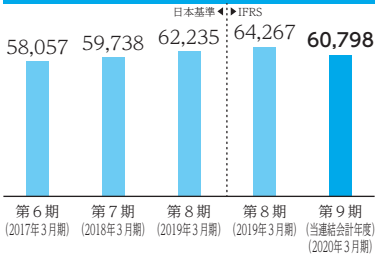

純資産／資本合計（単位：百万円）

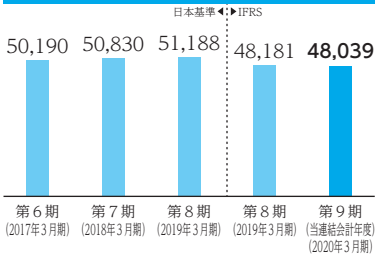

1株当たり純資産／1株当たり親会社所有者帰属持分（単位：円）

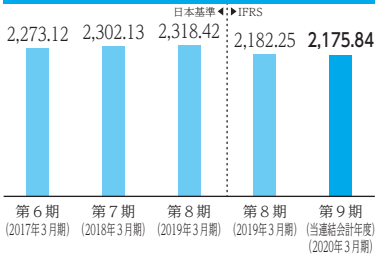

（注）科目等の表記が日本基準とIFRSとで異なる場合は、両方を併記しております。

(3) 重要な親会社および子会社等の状況　(2020年３月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
新豊食品株式会社	90	100	砂糖等の加工および包装
ツキオカフィルム製薬株式会社	30	100	箔押事業・食用純金箔事業およびフィルム事業
日新サービス株式会社	90	100	合成樹脂等の販売
株式会社ドゥ・スポーツプラザ	90	100	フィットネスクラブの運営
株式会社エヌエーシーシステム	10	100	フィットネスクラブの運営
ニューポート産業株式会社	900	100	冷蔵倉庫・港湾運送業

(注) 1．日本基準にて重要性が乏しいため、非連結子会社としていた日新サービス株式会社をＩＦＲＳでは連結範囲に含めております。
2．2020年４月１日付で株式会社ドゥ・スポーツプラザは株式会社エヌエーシーシステムを吸収合併し、商号を「株式会社日新ウエルネス」に変更しております。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
新東日本製糖株式会社	6,174	50	精製糖等の製造
新光糖業株式会社	300	50	国産分蜜糖の製造、販売
新中糖産業株式会社	457	28.9	不動産賃貸業

④ その他の重要な企業結合の状況

住友商事株式会社は、当社の議決権を37.7%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、世界経済はかつてない危機に見舞われ、その収束は未だに不透明な状況です。

こうした状況のもと、2020年度は、各事業の安定した操業を最優先として取り組みつつ、業績の悪化を最小限に抑制すべく、全社員一丸となって取り組んでまいります。また、同時に新型コロナウイルス感染症収束後、早期に成長路線への復帰を果たせるよう、内部体制の整備や新製品の研究開発と事業領域拡大に向けた検討を着実に実施してまいります。

精製糖事業におきましては、2019年９月までの前砂糖年度においても分蜜糖消費量の減少が加速し、既に厳しい業界環境にありましたが、今年に入りさらに新型コロナウイルス感染症の影響により、少なくとも第２四半期までは、インバウンドなどの観光や外食向けの業務用需要が大きく落ち込むものと見込まれます。当社は生活必需品である砂糖を消費者の皆様に安定供給し、社会的責任を果たすことを最優先として取り組んでまいります。

その他食品事業におきましては、子会社ツキオカフィルム製薬株式会社においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、箔押事業は化粧品等の消費減退によるパッケージ印刷の受託減少、食用純金箔事業ではイベントの自粛等による需要減少などの影響を受けております。フィルム事業においては、現在のところ影響は軽微であり、引き続き、新たな用途と商品の開発に努めてまいります。

健康産業事業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による営業の自粛により、極めて大きい影響を受けており、また収束後も、業績が回復するまでには相当の時間を要するものと見込まれます。こうした状況のもと、健康産業事業を運営する株式会社日新ウエルネスは、館内衛生管理の徹底等の感染拡大防止策を強化し、お客様に安心してご利用頂けますよう、準備を進めております。なお、株式会社ドゥ・スポーツプラザは、2020年４月１日をもって、2019年２月に当社が子会社化した株式会社エヌエーシーシステムを吸収合併し、新たに株式会社日新ウエルネスと商号変更いたしました。

倉庫事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であり、冷蔵倉庫・普通倉庫ともに安定した在庫水準を保ち順調に業績を伸ばしております。今後も増大する冷蔵需要に的確に応え、取扱いを増やしてまいります。

一方、この様な未曾有の苦境にあっても、社員が明るく、楽しく、真剣に働き、会社とともに成長する風土と体制作りを始めとして、生産性向上、リスク管理、ＣＳＲの各分野における経営基盤の強化に注力してまいります。

また、2020年３月期をもって現在の中期経営計画が終了することから、次期中期経営計画の策定を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大が事業活動に及ぼす影響について不確定要素が多いことから、事業環境の変化を踏まえたうえで計画を見直した後、公表させていただく予定です。

今後も、企業価値の向上に努めるとともに、公正で透明性の高い事業運営を行い、すべてのステークホルダーの皆様の信頼とご期待にお応えしてまいります。

（ご参考）経営戦略

〇精製糖事業の経営品質・経営効率No.１企業を目指します。

〇当社グループの強みを活かして新たな事業・商材に挑戦し、「総合甘味サプライヤー」として拡大・成長を図ります。また、ツキオカフィルム製薬や自社技術を起点とした国内外における新たな事業展開を推進します。

〇健康産業事業においては、時代のニーズに合わせた多様な店舗展開を推進します。

〇以上の取り組みを支えるため、社員が明るく、楽しく、真剣に働き、会社とともに成長する風土と体制作りを始めとし、生産性向上、リスク管理、ＣＳＲの各分野における経営基盤の強化に注力してまいります。

以上の経営戦略により、既存事業の領域を連続的に拡大し、食と健康で貢献するミッションを持続的に実現いたします。

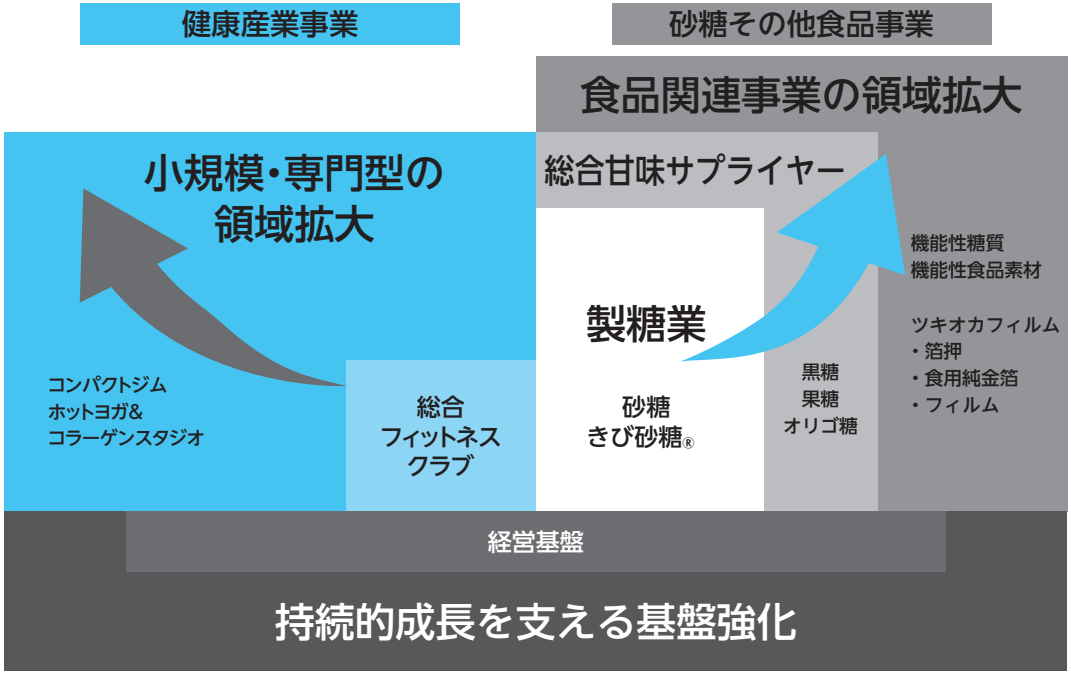

（ご参考）日新製糖グループのＣＳＲ

当社グループは、ＣＳＲ経営の推進は経営品質の向上に繋がると考えており、国連ＳＤＧｓ（持続可能な開発のための目標）の目標年度である2030年における当社の「ありたい姿」を以下の６つの重点領域として定め、取り組んでおります。

１．食と健康を通じた楽しいライフスタイルの提案
２．環境に配慮した事業プロセスの追求
３．責任ある原材料調達の実現
４．安心・安全で高品質な製品・サービスの提供
５．多様な人々が活躍できる職場環境の推進
６．地域社会との共生

(5) 主要な事業内容 （2020年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社８社および関連会社５社により構成されております。
主要な事業内容は以下のとおりであります。

（砂糖その他食品事業）
主に砂糖の製造および砂糖、甘味料の販売ならびに食用純金箔や可食フィルム等のその他の食品を製造・販売しております。

（健康産業事業）
主に総合フィットネスクラブ「ドゥ・スポーツプラザ」、「ＮＡスポーツクラブＡ－１」と女性専用のホットヨガ＆コラーゲンスタジオ「ＢＬＥＤＡ（ブレダ）」ならびにコンパクトジム「ＤＯ ＳＭＡＲＴ（ドゥ・スマート）」、「Ａ－１ ＥＸＰＲＥＳＳ」を運営しております。

（倉庫事業）
主に冷蔵倉庫・普通倉庫を保有し、保管・荷役・港湾運送業務を行っております。

(6) 主要な事業所および工場等　(2020年３月31日現在)

① 当社

1 本社（東京都中央区）
2 仙台営業所（宮城県仙台市青葉区）
3 千葉物流センター（千葉県千葉市美浜区）
　千葉工場（千葉県千葉市美浜区）
4 名古屋営業所（愛知県名古屋市中村区）
5 西部営業部（大阪府大阪市城東区）
　今福工場（大阪府大阪市城東区）
6 広島営業所（広島県広島市東区）
7 福岡営業所（福岡県福岡市博多区）

② 子会社

❶ 株式会社ドゥ・スポーツプラザ（東京都中央区）
　株式会社エヌエーシーシステム（東京都渋谷区）
　日新サービス株式会社（東京都中央区）
❷ 新豊食品株式会社（千葉県千葉市美浜区）
　ニューポート産業株式会社（千葉県千葉市美浜区）
❸ ツキオカフィルム製薬株式会社（岐阜県各務原市）

③ 関連会社

① 新東日本製糖株式会社（千葉県千葉市美浜区）
② 新光糖業株式会社（鹿児島県熊毛郡）
③ 新中糖産業株式会社（沖縄県中頭郡）

（注）2020年４月１日付で株式会社ドゥ・スポーツプラザは株式会社エヌエーシーシステムを吸収合併し、商号を「株式会社日新ウエルネス」（東京都中央区）に変更しております。

（ご参考）株式会社ドゥ・スポーツプラザ、株式会社エヌエーシーシステムが運営するスポーツクラブ

ドゥ・スポーツプラザ／総合フィットネスクラブ
豊洲（東京都江東区）、南砂町（東京都江東区）、上里（埼玉県児玉郡）、羽生（埼玉県羽生市）、高崎（群馬県高崎市）

BLEDA（ブレダ）／ホットヨガ&コラーゲンスタジオ
南砂町（東京都江東区）、上里（埼玉県児玉郡）、伊奈（埼玉県北足立郡）、浦和美園（埼玉県さいたま市）、新前橋（群馬県前橋市）、野田（千葉県野田市）

DO SMART（ドゥ・スマート）／格安バジェット型トレーニングジム
野田（千葉県野田市）、本庄（埼玉県本庄市）

NAスポーツクラブA-1／総合フィットネスクラブ　※2020年４月に店舗名を「ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ・ｴﾝﾀｰﾃｲﾝﾒﾝﾄA-1」に変更しております。
笹塚（東京都渋谷区）、町田（東京都町田市）

A-1 EXPRESS／24時間ジム
明大前（東京都世田谷区）、千歳烏山（東京都世田谷区）、代田橋（東京都世田谷区）、杉並宮前（東京都杉並区）、西永福（東京都杉並区）、浜田山（東京都杉並区）、桜上水（東京都杉並区）、つつじヶ丘（東京都調布市）、柴崎（東京都調布市）、調布（東京都調布市）、吉祥寺（東京都武蔵野市）、玉川学園前（東京都町田市）、向ヶ丘遊園（神奈川県川崎市）、淵野辺（神奈川県相模原市）、小田急相模原（神奈川県座間市）

A-1 LightGYM24／格安バジェット型24時間ジム
代田橋（東京都世田谷区）

(7) 使用人の状況 (2020年３月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
砂糖その他食品事業	372 (69) 名	8名増 (10名減)
健康産業事業	75 (73) 名	3名増 (2名減)
倉庫事業	45 (—) 名	1名増 (—名)
合　　計	492 (142) 名	12名増 (12名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
246 (—) 名	5名増 (2名減)	44.2歳	19.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年３月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	450
株式会社みずほ銀行	350
三井住友信託銀行株式会社	120

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　90,000,000株
② 発行済株式の総数　22,673,883株（自己株式595,194株を含む）
③ 株主数　11,052名
④ 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（株）	持株比率（%）
住友商事株式会社	8,296,281	37.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,297,900	5.9
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,196,300	5.4
株式会社三井住友銀行	739,620	3.3
三井住友信託銀行株式会社	600,000	2.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	540,700	2.4
ブルドックソース株式会社	399,600	1.8
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	307,000	1.4
むさし証券株式会社	306,300	1.4
平野　孝憲	293,547	1.3

(注) 1. 当社は、自己株式を595,194株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 CEO	樋　口　洋　一	
代表取締役社長 COO	森　田　　裕	
取締役専務執行役員	大久保　　亮	総合企画部・人事部・総務部担当
取　締　役	飯　塚　佳都子	シティユーワ法律事務所パートナー ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社キユーソー流通システム社外監査役
取　締　役	池　原　元　宏	野村綜合法律事務所パートナー 株式会社駅探社外取締役
取　締　役	小　西　正　人	住友商事株式会社 食料事業本部長補佐兼食料事業第二部長
常　勤　監　査　役	川　口　多津雄	
監　査　役	延　増　拓　郎	石嵜・山中総合法律事務所代表パートナー
監　査　役	和　田　正　夫	和田公認会計士事務所代表 オルガノ株式会社社外監査役

（注）1. 取締役 飯塚佳都子氏、取締役 池原元宏氏および取締役 小西正人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 延増拓郎氏および監査役 和田正夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 飯塚佳都子氏、取締役 池原元宏氏および監査役 延増拓郎氏は、弁護士資格を有しております。
4. 常勤監査役 川口多津雄氏は、長年に亘り財務部門を担当し、財務および会計に関する豊富な専門知識・経験、当社事業の豊富な知見を有するものであります。
5. 監査役 和田正夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役 飯塚佳都子氏および社外取締役 池原元宏氏ならびに社外監査役 延増拓郎氏および社外監査役 和田正夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 取締役兼任者を除く2020年３月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

専務執行役員	森永　剛司	（事業開発部担当、ツキオカフィルム製薬㈱代表取締役会長、㈱ﾄﾞｩ･ｽﾎﾟｰﾂﾌﾟﾗｻﾞ代表取締役社長、㈱ｴﾇｴｰｼｰｼｽﾃﾑ代表取締役会長）
常務執行役員	髙野　義二	（営業本部長）
常務執行役員	飯塚　裕之	（総務部長）
執行役員	砂坂　静則	（生産本部今福工場長）
執行役員	柴田　弥	（人事部長）
執行役員	佐々木　洋治	（生産本部長、品質保証部・お客様相談室担当）
執行役員	山口　康雄	（総合企画部長）
執行役員	中村　泰之	（品質保証部長）
執行役員	飯倉　聡	（ツキオカフィルム製薬㈱代表取締役社長）
執行役員	三枝　恵	（営業本部副本部長）

8. 2020年４月１日現在の執行役員は以下の11名で構成されております。
なお、※の執行役員は取締役を兼任しております。

※執行役員社長	森田　裕	
専務執行役員	森永　剛司	（事業開発部担当､㈱日新ウエルネス代表取締役社長）
※専務執行役員	大久保　亮	（総合企画部・人事部担当）
常務執行役員	飯塚　裕之	（総務部・エンジニアリング部担当）
執行役員	砂坂　静則	（生産本部今福工場長）
執行役員	柴田　弥	（人事部長）
執行役員	佐々木　洋治	（生産本部長、品質保証部・お客様相談室担当）
執行役員	山口　康雄	（総合企画部長）
執行役員	中村　泰之	（品質保証部長）
執行役員	飯倉　聡	（ツキオカフィルム製薬㈱代表取締役社長）
執行役員	三枝　恵	（営業本部長）

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数
		基本報酬	役員退職慰労引当金繰入額	
取締役 （うち社外取締役）	184 （19）	165 （19）	19 （—）	11名 （3名）
監査役 （うち社外監査役）	29 （10）	29 （10）	— （—）	5名 （2名）
合計 （うち社外役員）	214 （30）	195 （30）	19 （—）	16名 （5名）

（注）1. 取締役の報酬限度額は、2012年６月27日開催の第１回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2012年６月27日開催の第１回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末日現在の取締役は６名（うち社外取締役は３名）、監査役は３名（うち社外監査役は２名）であります。上記の取締役および監査役の員数と相違しておりますのは、2019年６月26日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役５名ならびに監査役２名が含まれているためであります。
4. 上記のほか、2019年６月26日開催の第８回定時株主総会決議に基づき、支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
取締役（社外取締役を除く）４名に対し 98.7百万円
（当該金額には、当事業年度および過年度の役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。）
5. 2020年６月25日開催予定の第９回定時株主総会において付議いたします「第３号議案 役員退職慰労金制度（社外取締役および監査役は当該制度の対象外）の廃止に伴う取締役に対する打ち切り支給の件」が承認された場合には、取締役（社外取締役は除く）３名に対し97.3百万円が退任時に支払われる予定であります。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役 飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所のパートナー、ユシロ化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）および株式会社キユーソー流通システムの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
・取締役 池原元宏氏は、野村綜合法律事務所のパートナーであります。また、2019年６月に株式会社駅探の社外取締役に就任しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役 小西正人氏は、住友商事株式会社の従業員であり、当社と同社との間には製品販売等の取引関係、ならびに同社が当社の議決権の37.7％を所有する資本関係があります。
・監査役 延増拓郎氏は、石嵜・山中総合法律事務所の代表パートナーであります。当社は、石嵜・山中総合法律事務所に所属する弁護士と顧問契約を締結しております。
・監査役 和田正夫氏は、和田公認会計士事務所の代表およびオルガノ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活　動　状　況
取締役　飯塚佳都子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　池原元宏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　小西正人	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。総合商社でのグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　延増拓郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　和田正夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。

（注）取締役 小西正人氏は、2019年６月26日開催の第８回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員とは異なります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	72
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
3. 当社の子会社であるニューポート産業株式会社は、EY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、ＩＦＲＳに関するアドバイザリー業務であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A．決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項および会社法施行規則第100条第1項、第3項に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に則り、内部統制システムを構築する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、「行動規範・行動指針」および「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、内部監査により、コンプライアンスの状況の監査を行う。

法令違反その他コンプライアンスに反する行為に対する内部通報体制を確立するため、「内部通報取扱規程」を定め、同規程に基づきその運営を行う。

取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用し執行機能と監督機能の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を確立する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止策を講じる体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、法律で定められた事項および経営に関する重要事項について審議する取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行する。社長の意思決定を支援する機関として経営会議を設置し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行う。経営会議は、原則として週１回開催する。

取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、同職務執行が円滑かつ効率的に行われるようにする。

職務の合理化およびＩＴの活用を通じて職務の効率化を推進する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させる体制を確立する。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」を定め、各社のリスクに関する情報の報告をさせるとともに、当社リスク管理委員会等において子会社のリスクに関する事項も含め網羅的・統括的に管理する体制を確立する。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理の基本方針および運用方針を定める。

同方針に沿って、子会社の事業内容、規模等に応じた適正なガバナンス体制および内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて、取締役等の職務執行が効率的に行われているかをチェックし、必要に応じて改善等を指示する体制を確立する。

ニ．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範・行動指針」に基づき、子会社の取締役等および使用人が社会的な要請に応え、適法かつ公正な職務執行を行う体制を構築させる。

子会社に事業内容、規模等に応じたコンプライアンス体制を構築させるとともに、当社の内部通報体制あるいは内部監査体制等のコンプライアンス体制に、子会社を組み込むことにより統括的に管理する体制を確立する。

ホ．その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正性を確保するため、当社役員または使用人を子会社役員として派遣または兼任させるとともに、当社内部監査室による定期的な監査を実施する。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、同規程に基づき、内部監査を実施することにより当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する体制を確立する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役による監査が円滑に行われるよう監査役室を設け、専従スタッフを１名以上置くこととし、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行う。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

定期的に業務執行状況を報告するとともに、法定の取締役報告義務（会社法第357条「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」）に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況、内部通報状況等について速やかに報告する体制を確立する。

「内部通報取扱規程」に、当社グループの取締役等および使用人が当社相談窓口に通報を行うことができる旨ならびに当社相談窓口が通報を受けた場合には監査役に報告する旨を定める。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定める。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役等または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することができる体制を確立する。あわせて、代表取締役や会計監査人等との定期的な会合を通して緊密な連携を図る体制を確立する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制の基礎となる､「財務報告に係る内部統制の整備および評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部統制の有効性と妥当性を評価するために内部監査を定期的に実施する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決する旨を「行動規範・行動指針」に定め、対応責任部署を明確にし、対応マニュアルの作成、情報の一元管理を行い、不当要求行為等があった場合、即時に組織としての対応を行えるようにするとともに、平素から警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携を深め、情報収集に努める。また、株主、役員等、使用人、取引先等が反社会的勢力と関係があるかどうかについて、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と関係があるとは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力と関係があると判明した時点あるいは反社会的勢力と関係があるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

取締役等および使用人に対し、適宜情報提供を行い、また研修等を実施して、周知徹底を図る。

B．運用状況の概要

当社は、上記基本方針に基づき以下の取組みを実施しています。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンス委員会を適宜開催することにより、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図っているほか、年に１回、子会社を含む各部門のコンプライアンスへの取組状況の調査を実施し、その調査結果に基づき、当社内部監査室による、コンプライアンスの状況の監査を行っています。

ロ．「コンプライアンス規程」において法令違反その他コンプライアンスに反する違反発見者の届出義務を規定するとともに、「内部通報取扱規程」において受付窓口、告発情報の管理および伝達ルートの整備、調査と報告、告発者の保護等について規定しています。内部通報窓口として、コンプライアンス委員会および監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

ハ．取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用しています。

ニ．当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役の独立性基準を定め、同基準に則り、当社からの独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役を2名選任しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理し、取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を整備しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営を取り巻く様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を整備しています。また、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに再発防止策を講じることとしています。リスク管理委員会を適宜開催し、種々のリスク発生を未然に防止する策等を検討しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．会社法等で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役等の職務の執行を監督するため、2020年3月31日現在6名で構成する取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。

ロ．2020年3月31日現在12名の執行役員が取締役会で決定された会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行しています。

経営会議を原則として週１回開催し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、当社の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、子会社各社の事業内容、規模等に応じた内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて各社内部統制システムが適正かチェックし、必要に応じて改善等を指示しているほか、当社役員および使用人を子会社役員として派遣または兼任させることにより、業務の適正を確保しています。加えて、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させています。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、監査計画に基づき、子会社を含めた業務の適正性および経営の妥当性、効率性を監査する内部監査を実施し、監査結果を社長および監査役会に適宜報告しています。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査を支える監査役室専従スタッフとして、これら専門分野で実務経験のあるスタッフ１名を配置しています。なお、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行っています。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

内部通報窓口として、監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、監査役会に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めています。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当期において、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求はありませんでしたが、請求された場合には、原則として速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会に全員が出席しています。また、必要に応じて経営会議、その他重要な会議に常勤監査役が出席しているほか、代表取締役と定期的な会合を実施しています。

ロ．内部監査室は、内部監査の実施内容とその結果について、適宜、監査役（会）に報告を行うことにより、監査役との連携を図っています。監査役と会計監査人は、監査計画（年次）および会計監査結果報告（四半期・期末決算毎）などの会議を定例的に開催するほか、必要に応じて情報交換を行っています。また、内部統制部門である総合企画部および財務部は、監査役と必要に応じて情報交換を行っています。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性についての評価を定期的に実施しています。

なお､評価作業を外部のコンサルティング会社に委託し､評価実施者の評価対象業務からの独立性と監査実施者としての能力を確保しています。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

反社会的勢力排除に向けた取組みの基本方針を定め、対応責任部署を中心に対応しています。具体的には、定期的な取引先等に対する反社会的勢力との関連性の有無の確認実施、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入等を実施しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

（単位：百万円）

科目	第９期 2020年３月31日現在
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	8,085
営業債権及びその他の債権	4,309
その他の金融資産	6,067
棚卸資産	5,898
その他の流動資産	259
流動資産合計	**24,620**
非流動資産	
有形固定資産	11,985
使用権資産	3,150
のれん	2,515
無形資産	255
持分法で会計処理されている投資	11,545
その他の金融資産	5,840
退職給付に係る資産	242
繰延税金資産	467
営業債権及びその他の債権	2
その他の非流動資産	172
非流動資産合計	**36,177**
資産合計	**60,798**

科目	第９期 2020年３月31日現在
負債及び資本	
負債	
流動負債	
借入金	1,300
営業債務及びその他の債務	3,151
リース負債	955
その他の金融負債	35
未払法人所得税等	616
その他の流動負債	1,992
流動負債合計	**8,051**
非流動負債	
営業債務及びその他の債務	0
リース負債	3,612
その他の金融負債	139
退職給付に係る負債	296
引当金	399
繰延税金負債	222
その他の非流動負債	36
非流動負債合計	**4,707**
負債合計	**12,758**
資本	
資本金	7,000
資本剰余金	11,596
自己株式	△300
その他の資本の構成要素	361
利益剰余金	29,382
親会社の所有者に帰属する持分合計	**48,039**
非支配持分	**－**
資本合計	**48,039**
負債及び資本合計	**60,798**

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第９期 2019年４月１日から 2020年３月31日まで
売上収益	**47,809**
売上原価	**37,725**
売上総利益	**10,083**
販売費及び一般管理費	**6,444**
その他の収益	329
その他の費用	1,110
営業利益	**2,858**
金融収益	167
金融費用	86
持分法による投資利益	228
税引前利益	**3,168**
法人所得税費用	995
当期利益	**2,173**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,173
非支配持分	－
当期利益	**2,173**

連結持分変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2019年４月１日残高	7,000	11,596	△299	2	965
当期利益	－	－	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	16	△620
当期包括利益合計	－	－	－	16	△620
自己株式の取得	－	－	△0	－	－
配当金	－	－	－	－	－
支配が継続している子会社に対する親会社の持分変動	－	－	－	－	－
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	－	－	－	11
非金融資産への振替	－	－	－	△13	－
所有者との取引額合計	－	－	△0	△13	11
2020年３月31日残高	7,000	11,596	△300	5	356

	親会社の所有者に帰属する持分				合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	
	確定給付制度の再測定	合計			
2019年４月１日残高	－	967	28,917	48,181	48,181
当期利益	－	－	2,173	2,173	2,173
その他の包括利益	△173	△777	－	△777	△777
当期包括利益合計	△173	△777	2,173	1,395	1,395
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
配当金	－	－	△1,523	△1,523	△1,523
支配が継続している子会社に対する親会社の持分変動	－	－	－	－	－
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	173	185	△185	－	－
非金融資産への振替	－	△13	－	△13	△13
所有者との取引額合計	173	171	△1,708	△1,537	△1,537
2020年３月31日残高	－	361	29,382	48,039	48,039

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第９期 2020年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**22,800**
現金及び預金	9,599
売掛金	3,294
有価証券	3,600
商品及び製品	3,211
仕掛品	530
原材料及び貯蔵品	1,922
前払費用	97
関係会社短期貸付金	453
その他	91
固定資産	**33,456**
有形固定資産	**12,253**
建物	2,487
構築物	126
機械及び装置	1,814
車両運搬具	14
工具器具備品	119
土地	7,491
リース資産	75
建設仮勘定	123
無形固定資産	**539**
ソフトウェア	91
のれん	428
その他	19
投資その他の資産	**20,663**
投資有価証券	3,402
関係会社株式	14,234
関係会社長期貸付金	2,250
前払年金費用	513
その他	273
貸倒引当金	△ 10
資産合計	**56,257**

科目	第９期 2020年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**5,637**
買掛金	2,189
短期借入金	1,521
リース債務	15
未払金	156
未払費用	872
未払法人税等	518
賞与引当金	276
その他	87
固定負債	**1,925**
リース債務	44
繰延税金負債	458
役員退職慰労引当金	93
資産除去債務	202
再評価に係る繰延税金負債	1,077
その他	48
負債合計	**7,563**
純資産の部	
株主資本	**45,873**
資本金	**7,000**
資本剰余金	**24,318**
資本準備金	1,750
その他資本剰余金	22,568
利益剰余金	**14,855**
その他利益剰余金	14,855
繰越利益剰余金	14,855
自己株式	**△ 300**
評価・換算差額等	**2,821**
その他有価証券評価差額金	624
繰延ヘッジ損益	5
土地再評価差額金	2,191
純資産合計	**48,694**
負債純資産合計	**56,257**

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第９期 2019年４月１日から 2020年３月31日まで
売上高	**42,187**
売上原価	**31,866**
売上総利益	**10,321**
販売費及び一般管理費	**6,963**
営業利益	**3,357**
営業外収益	**222**
受取利息	26
受取配当金	163
その他	32
営業外費用	**26**
支払利息	11
支払手数料	12
その他	3
経常利益	**3,552**
特別利益	**0**
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	0
特別損失	**2,612**
固定資産除却損	24
投資有価証券売却損	0
投資有価証券評価損	938
関係会社株式評価損	1,649
税引前当期純利益	**941**
法人税、住民税及び事業税	924
法人税等調整額	117
当期純損失	**△ 100**

株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	7,000	1,750	22,568	24,318	16,479	△299	47,497
当期変動額							
剰余金の配当					△1,523		△1,523
当期純損失					△100		△100
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	△1,624	△0	△1,624
当期末残高	7,000	1,750	22,568	24,318	14,855	△300	45,873

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	902	2	2,191	3,096	50,593
当期変動額					
剰余金の配当					△1,523
当期純損失					△100
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△278	3	－	△274	△274
当期変動額合計	△278	3	－	△274	△1,899
当期末残高	624	5	2,191	2,821	48,694

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

日新製糖株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　會田将之 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新井慎吾 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日新製糖株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。
　当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日新製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

日新製糖株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　會田将之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新井慎吾 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日新製糖株式会社の2019年４月１日から2020年３月３１日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、常勤監査役等が主要な子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

日新製糖株式会社　監査役会

常勤監査役　川　口　多津雄　㊞

監　査　役　延　増　拓　郎　㊞

監　査　役　和　田　正　夫　㊞

(注) 監査役延増拓郎及び監査役和田正夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、「資本政策の基本的な方針」において、中長期的に親会社所有者帰属持分当期利益率（ＲＯＥ）向上を図り、成長投資と株主還元の充実を両立させることとしております。利益配分につきましては、連結配当性向（ＤＰＲ）60%、または親会社所有者帰属持分配当率（ＤＯＥ）３%のいずれか大きい額を基準に配当を行います。算定式の詳細は以下に記載のとおりとなります。

1.　１株当たり年間配当金額の算定式

連結配当性向（ＤＰＲ）60%基準
　期末基本的１株当たり連結当期利益98.44円の60%=60円（１円未満切上げ）
親会社所有者帰属持分配当率（ＤＯＥ）３%基準
　期末１株当たり親会社所有者帰属持分2,175.84円の３%=66円（１円未満切上げ）
親会社所有者帰属持分配当率（ＤＯＥ）３%基準66円の方が大きいため、66円を１株当たり年間配当金額といたします。

2.　期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、上記配当方針に基づき算定した年間配当金額（１株当たり66円）から、2019年12月に実施しました中間配当金額（１株当たり35円）を差し引いた31円を１株当たり期末配当金額といたします。

配当財産の種類	金　銭
配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金　31円 配当総額　684,439,359円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

（１）当社グループの事業内容について、より現状に即した記載に改め、また、今後の事業内容の多様化および事業領域の拡大に対応するため、現行定款第２条（目的）の事業目的を変更・追加するほか、記載内容を整理・明確化するものであります。

（２）取締役会における監督機能を明確化し、より実効性の高い監督を行うことを目的として、現行定款第19条（取締役会の招集権者および議長）について、執行役員を兼任しない代表取締役会長CEOが、取締役会の招集および議長を行うことを前提とした内容に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は、変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（目　的）	（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　（現行どおり）
（１）砂糖の製造、精製および販売ならびにその副産物の販売	（１）次の各製品、その原材料、副産物の製造、加工、仕入ならびに販売 ①砂糖およびその他の甘味料、機能性糖質、健康食品およびその他の食品 ②食品添加物 ③医薬品・医薬部外品 ④化粧品
（２）砂糖加工品の製造販売	（削　除）
（３）砂糖以外の糖類、それらの加工品の製造販売およびそれらの副産物の販売	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（４）前各号以外の食品の製造販売ならびにその副産物の販売	（削　除）
（５）食品工業、輸送設備・包装機・立体自動倉庫、鉱業、公害防止および省エネルギー設備にかかわる事業計画・調査・設計・技術指導ならびにノウハウの販売	（削　除）
（６）医薬品の製造販売	（削　除）
（新　設）	（２）印刷物加工業
（７）スポーツクラブ、スポーツ施設、ゴルフ場の経営、運営の受託、管理およびそのコンサルタント業務、その他スポーツ関連事業に係わるサービスの提供、商品の販売等の一切の関連業務	（３）フィットネスクラブおよびスポーツ施設の経営、運営の受託
（８）健康保持増進のための健康測定、運動指導、保健指導、栄養指導、心理相談等の業務の受託	（４）健康保持増進のための健康測定・健康指導その他のフィットネス関連事業に係わるサービスの提供および商品の販売等の関連業務
（新　設）	（５）前各号に関する技術指導
（新　設）	（６）包装運搬用資材およびその原料の仕入ならびに販売
（９）不動産の売買、賃貸借および管理業	（７）不動産の賃貸
（10）宅地および工業用地等の造成	（削　除）
（11）倉庫業ならびに利用運送事業、自動車運送取次業、貨物自動車運送事業、沿岸荷役事業、はしけ運送事業	（８）倉庫業ならびに貨物運送取扱業、貨物自動車運送事業、港湾運送業
（12）コンピューターによる情報処理およびソフトウエア開発の受託	（削　除）
（13）警備業	（削　除）
（14）関係会社およびその子会社への金銭の貸付	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（９）損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
（15）前各号に関連する事業	（10）前各号に関連する業務
第３条～第18条（条文省略）	第３条～第18条（現行どおり）
第４章　取締役、取締役会および執行役員	第４章　取締役、取締役会および執行役員
（取締役会の招集権者および議長）	（取締役会の招集権者および議長）
第19条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集してその議長となる。取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。	第19条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

第３号議案　役員退職慰労金制度（社外取締役および監査役は当該制度の対象外）の廃止に伴う取締役に対する打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2020年５月27日開催の取締役会において、取締役の役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、本定時株主総会後も引き続き在任する取締役樋口洋一氏、森田裕氏および大久保亮氏の３名に対し、それぞれ就任時から本定時株主総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社における所定の基準に従い総額97.3百万円の退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各氏の退任時とし、その配分および支給方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
樋　口　洋　一	2004年６月　新光製糖株式会社取締役 2008年６月　同社代表取締役社長 2011年10月　当社代表取締役社長 2015年４月　当社代表取締役社長 執行役員社長 2019年４月　当社代表取締役会長 CEO（現任）
森　田　裕	2017年６月　当社取締役執行役員 2019年４月　当社代表取締役社長 COO（現任）
大久保　亮	2011年６月　日新製糖株式会社取締役 2013年６月　当社取締役 2015年４月　当社取締役執行役員 2017年６月　当社取締役常務執行役員 2019年６月　当社取締役専務執行役員（現任）

（注）当社は、2013年４月１日、子会社の日新製糖株式会社および新光製糖株式会社と合併した上、商号を「日新製糖ホールディングス株式会社」から「日新製糖株式会社」に変更いたしました。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2012年６月27日開催の当社第１回定時株主総会において、月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としてご承認いただいております。

今般、当社は、当社の株式価値と当社取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬との連動性をより明確にし、対象取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、上記の取締役報酬とは別枠として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給させていただきたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権とし、その額は、2020年５月27日開催の取締役会において廃止いたしました役員退職慰労金制度における、対象取締役の年間の積立金額に相当する金額とし、総額は、対象取締役の増員または役位の変更等に備え、年額41百万円以内として設定いたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、任意の指名報酬等検討委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたしたいと存じます。

なお、対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当てにつきましても、当社における対象取締役の貢献度、上記の制度の導入目的等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は、相当であると考えております。

また、現在の当社の取締役は６名（うち社外取締役３名）であります。

譲渡制限付株式の具体的な内容につきましては、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものといたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結していることを条件として支給するものといたします。

譲渡制限付株式の総数につきましては、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数32,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合は、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役の地位を退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）ことといたします。

（２）譲渡制限株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得することといたします。

また、本割当株式のうち、上記（１）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得することといたします。

（３）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの間継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することといたします。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役の地位を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することといたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することといたします。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

第５号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人として東陽監査法人の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

１．東陽監査法人を会計監査人候補者とした理由

当社の会計監査人は、2011年10月の経営統合以前の旧日新製糖株式会社時を含め1973年３月期以降、EY新日本有限責任監査法人（前身を含む）が長年にわたり受任してきましたが、近年は監査報酬が増加傾向にあること等から、改めて当社の会計監査人の評価および選定基準に従って、同法人を含む複数の監査法人を対象として検討してまいりました。

その結果、東陽監査法人が、当社の会計監査人に必要とされる専門性、独立性および品質管理体制等を有していることならびに監査報酬が当社の事業規模に適していると判断したためであります。

２．会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりです。

名称	東陽監査法人		
主たる事務所 所在地	東京都千代田区神田美土代町７番地 住友不動産神田ビル ６階		
沿革	1971年 1 月	監査法人日東監査事務所を設立	
	1981年11月	虎ノ門共同事務所との統合を機に、東陽監査法人に名称を変更	
	2005年 1 月	監査法人西村会計事務所と合併	
	2006年10月	東都監査法人と合併	
	2018年 7 月	Crowe Global のメンバーファームに加入	
概要	出資金		329百万円(2020年３月末日現在)
	構成人員	代表社員	55名
		社員	18名
		公認会計士	246名
		新試験合格者	50名
		その他専門職員	25名
		事務職員	24名
		合計	418名

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会　場

ロイヤルパークホテル
２階「有明」
東京都中央区日本橋
蛎殻町二丁目１番１号
03-3667-1111（代表）

交　通

東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」
４番出口 とホテル地下２階が
直結しております。

東京メトロ日比谷線「人形町駅」
Ａ２出口 から徒歩約８分

都営浅草線「人形町駅」
Ａ３出口 から徒歩約９分

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。